

12 その他

- 養護老人ホーム等への措置解除の処分基準の設定について
- 養護老人ホームへの入所措置等の指針については、「老人ホームへの入所措置等の指針について」（昭和62年1月31日付社老発第8号）を発出しており、各地方公共団体におかれでは、これを基に審査基準等を設定し、適正な入所措置等を行われているものと承知している。
- このうち、養護老人ホーム等への措置解除についても、同通知で基準をお示ししているところであるが、この解除は、行政手続法（平成5年法律第88号）における不利益処分に当たり、同法第12条第1項（「行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。」）の適用対象となることから、各市町村において処分基準を作成することが必要である。
この点に関しては、今般、総務省行政評価局から別紙1のとおり勧告が行われたところであり、各都道府県におかれでは、管内市町村に対し、処分基準を設定するよう周知徹底をお願いしたい。

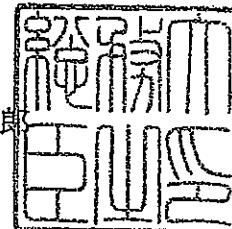


別紙1

総評評第145号
平成16年12月14日

厚生労働大臣
尾辻秀久 殿

総務大臣
麻生太郎



行政手続法の施行及び運用に関する行政評価・監視結果に基づく勧告

この度、行政手続法の施行及び運用に関する行政評価・監視を実施した結果、別添1のとおり、貴省所管事項について改善する必要の認められるものがありますので、勧告します。

なお、これについては、別添2の行政手続法の施行及び運用に関する行政評価・監視結果報告書を参照の上適切な改善措置を講じ、その結果を平成17年6月13日までに御回答ください。

担当：行政評価局評価監視官 山本一晴
電話：5253—5442

1 審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定・具体化等の推進

行政手続法（平成5年法律第88号）においては、行政庁^(注1)が、審査基準^(注2)を定めるものとされ、標準処理期間^(注3)及び処分基準^(注4)については、これらを定めるよう努めなければならないとされている。また、審査基準及び処分基準を定める際には、できる限り具体的な内容のものとしなければならないとされている。

行政手続法を所管する旧総務庁行政管理局（現総務省行政管理局）は、行政手続法の施行（平成6年10月1日）に先立ち、審査基準、標準処理期間及び処分基準（以下「審査基準等」という。）の設定・具体化等についての考え方を各省庁へ通知し（「行政手続法の施行に当たって」（平成6年9月13日付け総管第211号総務事務次官通知。以下「施行通知」という。））、また、施行後は、同法の円滑かつ的確な施行に資することを目的として、国の行政機関及び地方公共団体における同法の施行状況について、「行政手続法の施行状況に関する調査」（以下「施行状況調査」という。）を実施しており、その中で、審査基準等の設定状況等について調査している。

一方、累次の閣議決定において、行政手続法の遵守や周知徹底等が求められており、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定。以下「3か年計画」という。）においても、「行政手続法を遵守し、許認可等の行政処分及び行政指導の透明性・明確性を確保する」、「許認可等のうち、いまだ標準処理期間の定めのないものについてその設定に努めるとともに、いまだ審査基準のないものについては早急に設定することとする」とされている。

この間、旧総務庁行政監察局（現総務省行政評価局）は、行政手続法の施行及び運用状況について、「行政手続の公正及び透明性の確保に関する調査」を行い、その結果に基づき、平成11年6月に、①旧総務庁行政管理局に対し、a) 各省庁における審査基準等の設定及び見直しの徹底、b) 各行政機関において、個々の処分等に係る事務を担当する部局とは別に、当該行政機関における審査基準等の設定・具体化等の推進や行政手続法の趣旨、内容の職員への周知徹底等を図るなど行政手続法の施行及び運用を中心となつて推進することを担当する部局（以下「推進部局」という。）を明確にした上で、

行政手続法の的確な運用を図るよう各省庁に要請すること等について、また、
②各省庁に対し、審査基準等の各行政庁ごとの設定の推進等について勧告した（以下「平成11年勧告」という。）。

(注1) 「行政庁」は、行政手続法第2条第2号に規定する処分を行う権限を有する者である。

(注2) 「審査基準」については、行政手続法第5条第1項において、行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準を定めるものとするとされている。

(注3) 「標準処理期間」については、行政手続法第6条において、行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとされている。

(注4) 「処分基準」については、行政手続法第12条第1項において、行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準を定めるよう努めなければならないとされている。

今回、国の行政機関（（内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会、防衛庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省。以下「各府省」という。）の15本府省、53地方支分部局）及び地方公共団体（13都道府県、13市）の計94機関における131法律230処分の審査基準、139法律249処分の標準処理期間及び52法律89処分の処分基準について、①審査基準等の設定・見直し状況、②審査基準等の設定・見直しを推進するための取組の状況、③施行状況調査の実施状況、④事業者における行政手続法の周知状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。

(1) 審査基準等の設定

審査基準等の設定が可能であるとみられるにもかかわらず、設定に向けての見直しが行われておらず、審査基準等が未設定のままとなっているものや、本府省から地方支分部局に対し示された運用通達又は法令所管庁(注5)から地方公共団体に対し示された通知（以下「運用通達等」という。）の規定とは別に審査基準等の設定が必要であることが徹底されておらず、審査基準等が未設定となっているものが次のとおりみられた。

(注5) 許認可等に係る個別の法令を所管する立場としての国の行政機関をいう。

ア　これまでの数年間にわたる処分の実績、本府省・法令所管庁からの運

用通達等に示された判断基準、方針等、あるいは、他の同種の行政庁が同一の処分について設定している審査基準等を基に審査基準等の設定が可能とみられるにもかかわらず、「将来的に申請が見込まれるが過去に実績がなく又はまれであって設定困難」、「事案ごとに裁量が大きく設定困難」であるなどとして審査基準等を設定していないもの（国の行政機関：4 行政庁 5 処分、地方公共団体：12 行政庁 20 処分）

イ 本府省・法令所管庁の運用通達等に示された判断基準、方針等を基に審査基準等の設定が可能とみられるにもかかわらず、「法令等の規定で言い尽くされている」として審査基準等を設定していないもの（国の行政機関：7 行政庁 5 処分、地方公共団体：4 行政庁 3 処分）

ウ 「総務省行政管理局から示されている「今後の法運用に当たっての留意事項」（平成 15 年 12 月 22 日付け事務連絡。以下「法運用に当たっての留意事項」という。）において、行政庁は、本府省・法令所管庁の運用通達等に示された判断基準、方針等を当該行政庁の判断基準とする場合であっても、自らの審査基準等として改めて定める必要があるが、本府省・法令所管庁から運用通達等が示されていることをもって審査基準等を設定済みであるとして審査基準等を設定していないもの（国の行政機関：21 行政庁 13 処分、地方公共団体：6 行政庁 11 処分）

したがって、関係府省は、審査基準等の設定、具体化等を推進するため、次の措置を講ずる必要がある。

① 審査基準等の設定、具体化等の余地があると指摘している事例について、関係府省は、速やかに見直しを行い、改善のための措置を講ずること。（国家公安委員会、防衛庁、総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

また、地方公共団体に係る事例については、各法令を所管する関係府省は、地方公共団体において改善が図られるよう、必要な助言等の措置を講ずること。（総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

行政手続法の施行及び運用に関する行政評価・監視結果報告書（抄）

本府省・法令所管庁の運用通達等に示された判断基準、方針等を基に審査基準等の設定が可能とみられるにもかかわらず、「法令等の規定で言い尽くされている」として審査基準等を設定していないもの（国の行政機関：7 行政庁5 処分、地方公共団体：4 行政庁3 処分）

No.8	
法令等名（条項）	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第12条第1項
処 分 名	養護老人ホーム等への入所措置の解除
事 例 区 分	処分基準の未設定
事 務 区 分	自治事務
行 政 庁 名	e市、f市
説 明	<p>e市及びf市は、老人福祉法第12条第1項に基づく養護老人ホーム等への入所措置の解除については、これまで、「法令の規定において言い尽くされているので、設定は不要」であることを理由として処分基準を設定していなかった。</p> <p>しかし、e市では、当該処分の審査に当たって、「g県老人ホーム入所等実務マニュアル」を判断基準としており、平成12年度以降では22件の処分実績（平成12年度7件、13年度6件、14年度8件、15年度（7月31日現在）1件）がある。</p> <p>また、f市では、当該処分の審査に当たって、各行政庁において老人ホームへの適正な入所措置等が行われるよう入所措置の基準等について定めた昭和62年の厚生省からの通知「老人ホームへの入所措置等の指針について」（昭和62年1月31日付け社老第8号厚生省社会局長通知）を判断基準とともに、個別ケースの実情を勘案し処分を行っており、平成12年度以降の処分実績は77件（平成12年度に23件、13年度26件、14年度22件、15年度（7月31日現在）6件）ある。</p> <p>このため、e市及びf市は、当該処分について、上記通達や過去の処分実績を基に処分基準を設定する余地があると認められる。</p> <p>なお、f市では、今後、処分基準の設定を検討したいとしている。</p>

高齢者介護施設における感染対策について

高齢者介護施設における感染対策については、高齢者介護福祉施設における感染管理に関する実態調査を実施するとともに、この結果を踏まえて「高齢者介護福祉施設における感染対策マニュアル」が作成されたところである。

マニュアルの内容としては、

- 高齢者介護施設において注意すべき感染症と感染対策の基本
- 感染管理体制として、感染対策委員会の設置や指針の整備、職員の健康管理、職員研修の実施
- 平常時の衛生管理の方法
- 感染症発生時の対応として、発生状況の把握や感染拡大の防止、行政への報告
- 個別の感染対策として、感染性胃腸炎やインフルエンザ等高齢者施設において特に問題となりうる感染症についての平常時と発生時の対応の方法

等となっている。

マニュアルを含む調査研究報告書全文は、近日中に各都道府県等宛に送付する予定である。

また、マニュアルについては、厚生労働省ホームページに掲載する予定である。